

3R&食品ロス削減推進協力事業所・店舗認定制度実施要綱

(目的)

第1条 福島市が推進する3R&食品ロス削減に賛同し、3Rの推進や食品ロスの削減、市の広報活動等に協力する事業所・店舗等を認定し、認定事業所・店舗の取り組みの紹介や認定事業所・店舗における広報等を通じ、市民の3Rの推進、食品ロス削減意識の啓発を図ることを目的とする。

(要件)

第2条 市は、福島市内で営業する事業所・店舗等であって、次のいずれかの項目に該当する事業所・店舗等を協力事業所・店舗として認定する。

1 3R(スリーアール)の推進

- (1)事業所・店舗等で3Rの推進に取り組んでいる事業所・店舗等
- (2)3Rの推進につながる事業を実施している、または、3Rの推進につながる商品等を取り扱っている事業所・店舗等

2 食品ロス削減の推進

- (1)事業所・店舗等の食品ロス削減に取り組んでいる事業所・店舗等
- (2)食品ロスの削減につながる事業の実施、または、食品ロスの削減につながる商品等を取り扱っている事業所・店舗等

3 市の広報活動等への協力

- (1)市が実施する、3Rの推進や食品ロス削減に関する広報等に協力する事業所・店舗等
- (2)(1)のほか、広報等に協力する事業所・店舗等

(認定)

第3条 認定を受けようとする事業所・店舗等は、3R&食品ロス削減推進協力事業所・店舗認定申請書(様式第1号)により申請を行うものとする。

2 市長は、申請者から提出された申請書の内容を審査し、認定要件を満たすと認めるときは、協力事業所・店舗として認定する。

(認定期間)

第4条 前条の認定期間は、認定を受けた日の属する年度の3月31日までとするが、市または当該認定事業所・店舗からの申し出がない場合は、翌年度以降も継続するものとする。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。